

4 環境にやさしい自動車の自動車重量税が免除

(1) 自動車重量税の免除・軽減

平成21年4月1日から同24年4月30日の間に受ける新規・継続検査等（その期間内の最初に受ける検査に限る）の際に納付する自動車重量税が、表6のとおりそれぞれ免除・軽減されます。

表6 環境にやさしい自動車に対する減税措置

	自動車重量税	自動車取得税
①電気自動車、ほとんどのハイブリッド自動車、平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限る）など	免除	免除
②①を除く以下の自動車 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車は平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの 	75%軽減	75%軽減
③①と②を除く以下の自動車 <ul style="list-style-type: none"> 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車は平成17年度燃費基準値）より15%以上燃費性能の良いもの 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であって、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物または粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの 	50%軽減	50%軽減

(2) 登録免許税の軽減税率の適用延長

住宅用家屋の所有権の保存登記もしくは移転登記又は住宅取得資金の貸付けなどに係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が2年延長されます。

(3) 土地の売買による所有権移転登記等の登録免許税の軽減措置据置

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、2年間据え置かれ、平成23年4月1日から段階的に引き上げられることとなります。（表7参照）

表7 土地の売買による所有権の移転登記（従前1,000分の10）	
平成21年4月1日から同23年3月31日まで	1,000分の10
平成23年4月1日から同24年3月31日まで	1,000分の13
平成24年4月1日から同25年3月31日まで	1,000分の15
土地の所有権の信託の登記（従前1,000分の2）	
平成21年4月1日から同23年3月31日まで	1,000分の2
平成23年4月1日から同24年3月31日まで	1,000分の2.5
平成24年4月1日から同25年3月31日まで	1,000分の3

(4) 不動産譲渡の契約書の印紙税率の特例延長

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の軽減税率の特例が2年延長されます。

以上が国税の改正の主要な事項です。